

## 災害対策本部設置規則の制定と相互支援協定締結について

平成17年12月1日  
日本LPガス協会  
会長 児玉宣夫

LPガスは分散型エネルギーであることや可搬性に優れているため、災害時における避難所での炊き出し等に不可欠な支援物資といえます。

日本LPガス協会は自然災害及び人為的災害時におけるLPガスの安定供給に対応するために、11月1日に「災害対策本部の設置規則」を制定し、「災害時におけるLPガス供給に関する相互支援協定書」を締結することとしました。

この協定書は、日本LPガス協会会員20社が被災会員に対してLPガス供給を支援する目的で締結するもので、現在協定書の締結手続きを行っています。

### 「災害時におけるLPガス供給に関する相互支援協定書」の概要

#### 趣旨

災害時のLPガスの安定供給のために会員各社の一次基地(輸入基地・製油所)及び二次基地が被災のためLPガスの供給に支障が発生した場合、他の会員がLPガスの供給を支援することを目的としている。

#### 相互支援協定書のポイント

「災害時におけるLPガス供給に関する相互支援協定書」は11月1日に制定した「災害対策本部の設置規則」に基づくもので、日本LPガス団体協議会が制定した「災害時緊急連絡本部」との連携も図るものである。

#### (1) 災害・被災の定義

災害とは地震等の「自然災害」や事故等の「人為的災害」をいい、被災とは災害によってLPガスの供給不安が発生する状況をいう。

#### (2) 支援要請

被災した会員が「災害対策本部」に対して支援を要請し、要請を受けた同本部の本部長は本協定を発動する。また、これに基づき、協力を要請された会員は本協定の趣旨に則り可能な限り協力を行う。

#### (3) 支援内容

支援を行う会員は同会員が所有・関係する製油所・輸入基地・二次基地を対象に被災会員基地に代わってLPガスの受入・出荷を行う。

#### (4) 支援手続等

被災した会員は災害対策本部長に被災状況報告等を添付した支援申請書を提出する。また、支援決定後は支援会員と被災会員間で費用負担、期

間、数量及び荷姿等について協議・決定する。

(5) 支援協定区分

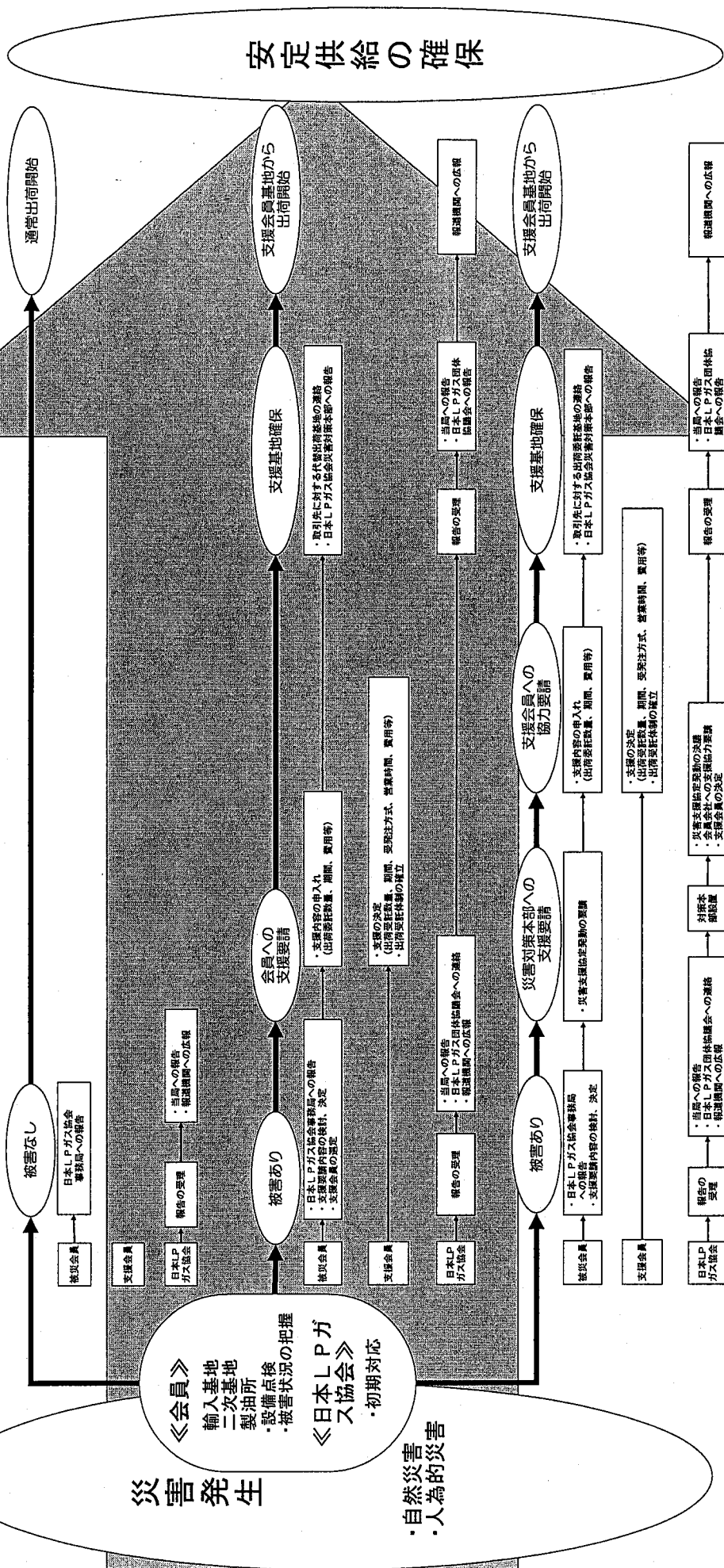
供給確保の迅速化を図るため、全国を北海道から沖縄まで9地域に区分して、地域ごとに支援会員を特定して迅速な対応を図る。

(注)「災害対策本部」は会員からの要請に基づき設置し、日本LPガス協会会長が本部長となる。

日本LPガス協会 (事務局担当 仲村・吉田・田平)  
東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル  
TEL:3503-5741 FAX:3580-7776

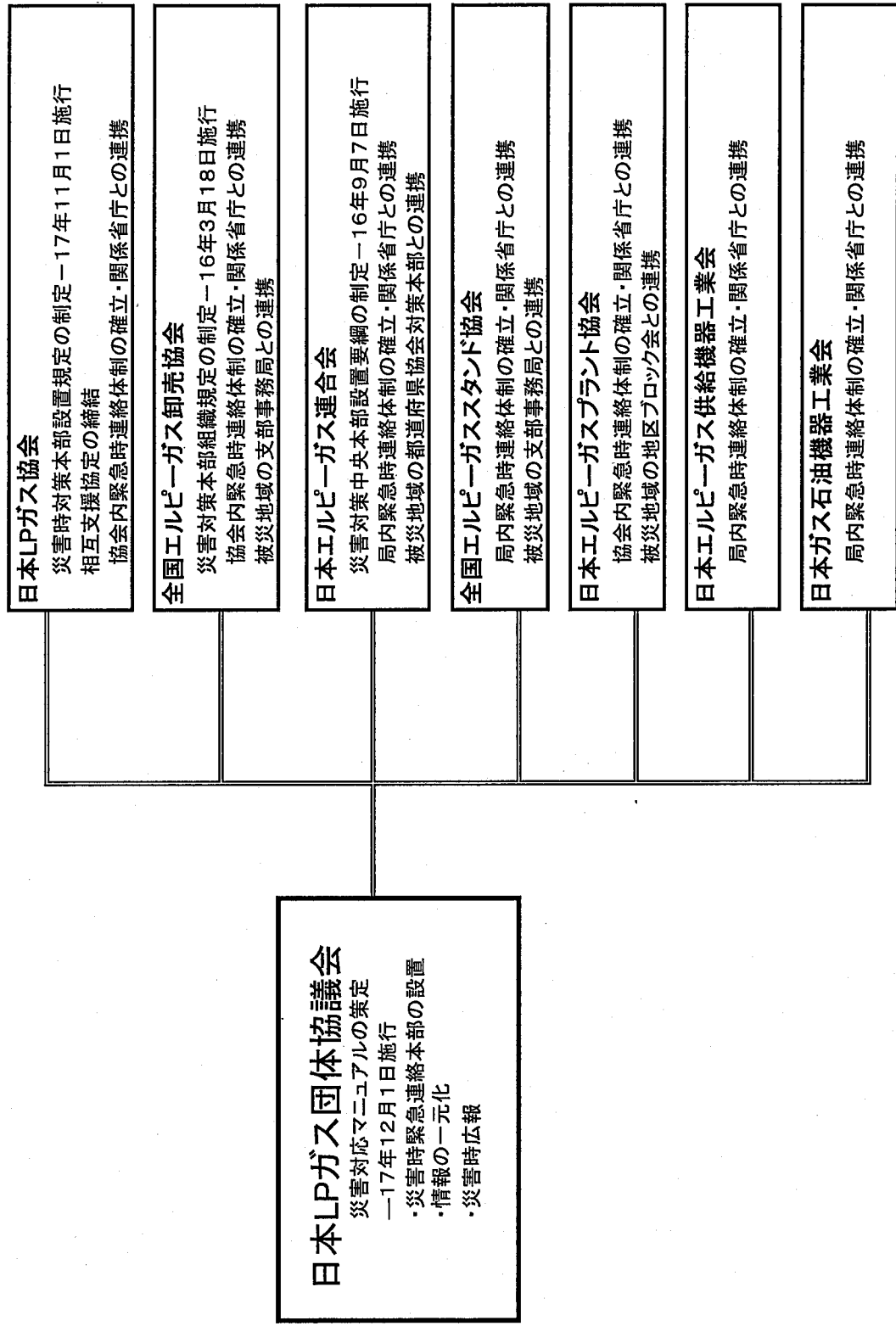
# 災害発生から安定供給体制確保までのフロー（イメージ図）

2005.12.1



# LPガス業界災害時対応の位置付け

参考



# 災害時の復旧日数

	LPガス		都市ガス	
	被災件数 (点検件数)	復旧までに 要した日数	被災件数 (停止件数)	復旧までに 要した日数
宮城県沖 78/06/12	約9,600	3日 3,200軒/日	約151,000	31日 5,000軒/日
釧路沖 93/01/15	約100	1日 100軒/日	約9,300	23日 400軒/日
阪神淡路 95/01/17	約163,000	14日 11,600軒/日	約847,000	85日 10,000軒/日
新潟県中越 04/10/23	約24,000	18日 1,300軒/日	約56,000	53日 1,100軒/日

\* 新潟県中越地震では強い余震が続き、再点検・再々点検を余儀なくされた





新潟県中越地震

災害直後のLPガス販売事業者の対応



新潟県中越地震

避難所でのLPガスによる緊急炊き出し



新潟県中越地震

仮設住宅へもLPガスを供給



写真提供： (株)石油化学新聞社  
新潟日報社